

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ)申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(平成29年5月受付分)

【金銭】

<福祉推進のために>

○及川 武様(花月町 181回) 5,000円 ○北進町西マージャン同好会様(北進町) 8,000円

<故人が生前お世話になったため>

○佐藤 憲司様(常呂町) 30,000円 ○神館 一枝様(端野町) 20,000円

○佐藤 ツル子様(相内町) 20,000円 ○井林 キミ子様(留辺蘂町) 10,000円

○川原田 覚様(神奈川県) 10,000円

<古本市の益金として>

○北海道北見柏陽高等学校図書局様 3,570円